

報第 1 号

市長専決処分事項の報告について

あいあいセンター内の事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和 7 年 7 月 20 日	和歌山市小人町 29 番地	222,444 円	[REDACTED]	あいあいセンター 内で発生した人身 事故による損害賠 償金

報第 2 号

市長専決処分事項の報告について

自転車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和 7 年 11 月 5 日	和歌山市松江北 7 丁目 11 番地地先	202,098 円	[REDACTED]	市道古屋木本線における道路側溝蓋跳ね上げに伴う物損事故による損害賠償金

報第 3 号

市長専決処分事項の報告について

歩行者事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和 7 年 11 月 24 日	和歌山市中之島 29 0 番地 1 地先	32,200 円	[REDACTED]	市道有本中島線における損傷した側溝蓋上歩行に伴う負傷事故による損害賠償金

報第 4 号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和 7 年 12 月 10 日	和歌山市和歌浦西 1 丁目 2 番 22 号地先	13,320 円	[REDACTED]	市道和歌浦 2 号線 における道路側溝 蓋跳ね上げに伴う 物損事故による損 害賠償金

報第 5 号

市長専決処分事項の報告について

改良住宅に係る使用料等の支払請求及び住宅明渡しの請求に関する訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専決年月日	相手方住所氏名	請求の要旨	請求の原因
令和 7 年 12 月 16 日	[REDACTED]	改良住宅 [REDACTED] [REDACTED] の明渡しの請求 未納住宅使用料及び専用水道料等合計 2,924,539 円並びに住宅使用料相当損害金の支払請求	相手方は、住宅明渡請求基準を満たしており、かつ、支払う意思がないと判断したため。

なお、上記の者から未納額を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは、和解するものとする。